

現行制度の問題点（行政の視点）

ヒアリング結果－18項目－

- | | | |
|--|--|--|
| 分類基準 | A：道州制でないと解決できないもの | 県合併に加え、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴うもの |
| | B：県合併で対応可能なものの | 九州の全部または一部の地域で県合併を行う必要があるもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの |
| C：政策連合で対応可能なものの | 各県が共通の課題について共通の政策をつくり連携して実行することで解決を図るもので、国から | |
| D：法改正や運用改善、規制緩和、権限移譲、構造改革特区、地域再生計画等で対応可能なものの | の権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの | |
| E：道州制でも解決できないものの | 現行制度の活用で対応可能なものの
憲法改正を伴うもののほか、ABCDのいずれにも該当しないもの | |
- 上記で複数の分類が可能なものは、既存制度の活用により緩やかな解決策を優先する

2006年6月9日

九州地域戦略会議 道州制検討委員会

現行制度の問題点（総括表） 行政の視点

	国の中央集権システムの課題等	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
1. 産業政策	・雇用管理改善計画の認定に際して、国の過剰開拓がある …9D が県と国で別々に実施されている	・雇用管理改善計画の認定と助成金支給申請手続きなど…12D …17B	・漁業取締りは各県単位では非効率 …18C
2. 社会資本整備	・事業採択されたたて地方道路事業の実施についても、毎年度国と詳細な協議を行ふのは疑問 ・国の縮割り行政のため、一級河川の管理、防災対策、森林保全、水産資源の涵養など他分野との連携が不十分 ・臨海地区指定について、港湾法と都市計画法の双方が関係することから事務効率の低下を招いている ・汚水処理施設の整備を国交省、農水省、環境省がそれを行つていて非効率 ・自治体の浸水対策は対象物等により補助の所管官庁が異なり非効率…5D ・民有林の治山事業に対する国の補助基準が全国一律で地方の実情…6D に合わない ・土地利用基本計画の施行事務は自治事務なのに国との協議が必要…7D などのは疑問 ・国土利用計画法に基づく土地利用計画と個別規制法に基づく所管計画…8D が重複している	・国の直轄道路事業の維持管理費用等を県が負担する…13D のは疑問 ・一級河川の管理主体が国と県に分かれているため、河川整備、河川台帳管理、河川敷占用地手続が複雑 ・港湾施設の施設認定と施設整備補助、臨海地区指定…15D とが国の本省、地方整備局、県でそれぞれ行われている ・自然公園等事業（国立公園）は国が所管だが国立公園…16D 内で県が整備した施設等の維持管理主体が不明確で県が対応している	・幹線道路整備事業は各県単位では非効率 …13D
3. 國際・社会政策	・居宅外でのホームヘルプサービス及び居宅外送迎が認められない…10D いのは不合理 ・社会福祉施設整備に係る国庫補助金は全国一律に細かく定められ…11D ているため地方の実情に合わない		

分野

事例・意見

1. 國の中央集権システム の課題等

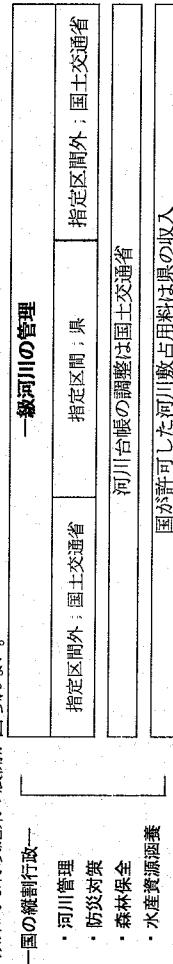
(1) 社会資本整備

事業採択された地方道路事業の実施についても、毎年度国との詳細な協議を行おるのは疑問

- ・国の補助を活用した道路事業を実施する場合、当該年度事業には実施認可、変更認可など、次年度事業には概算要求、本要望、新規事業化など国と協議を行っている。
- これらの協議については、個々の事業箇所について毎年度の実施内容、工法など、事細かに説明や資料が要求されている。
- 国道事業については、法定受託事務であることから、ある程度の関与は理解できるが、地方道については、事業採択された事業について、毎年度の実施認可等の協議における個々の事業箇所の詳細説明及び資料の要求をなくすなど、地方の責任において事業実施できるよう、更なる事務の簡素化を図るべきである。

2. 国の縦割行政のため、一級河川の管理、防災対策、森林保全、水産資源の涵養など他分野との連携が不十分

- ・また、国の縦割り行政により、河川管理と密接な関連がある防災対策や森林保全、水産資源の涵養などの他分野との連携が十分でなく、総合的で効果的な行政施策の展開が図られない。
- A
 - ・河川流域に関し各都道府県を横断する総合的な政策の実施が必要であり、各省庁の持つ権限と財源を集中的に投下すべき
 - ・一級河川は複数県に跨ることが多いため県単位併が必要



3. 隅港地区指定について、港湾法と都市計画法の双方が関係することから事務効率の低下を招いている

- ・隅港地区は港湾法と都市計画法にそれぞれ定められており、都市計画区域内については、隣接地区の指定に際して港湾所管部局と都市計画部局との調整が必要で、事務効率の低下を招いている。
- D
 - ・改正で対応

4. 汚水処理施設の整備を国交省、農水省、環境省がそれぞれ行つていて非効率

- ・国交省、農水省、環境省が、汚水、汚泥処理施設の整備をそれぞれ行っているが、それぞれの所管により整備を行っているため、非効率となっている。制度を一本化することにより、類似の性状を持つ汚水、汚泥の処理施設の効率的な整備を図ることが可能となる。
- D
 - ・汚水処理施設の整備権限は市町村にあるので、国から市町村への財源移譲が必要

5. 自治体の浸水対策は対象物等により補助の所管官が異なり非効率

- ・海岸部における浸水被害は、その原因として越波等による外水、雨水による内水が考えられ、複合的な場合も考えられる。しかしながら、その対策については被災施設、被災要因、浸水箇所等により事業（国庫補助）を所管する省が異なり、その採択要件、補助対象範囲も異なってくる。現在のところ、可能な限り関係機関と調整を図りながら、各事業を行っているところであるが、それぞれの補助基準内で行われざるを得ない状況である。
- D
 - ・浸水対策に關し国から地方への財源移譲が必要

6. 民有林の治山事業における國の補助基準が全国一律で地方の実情に合わない

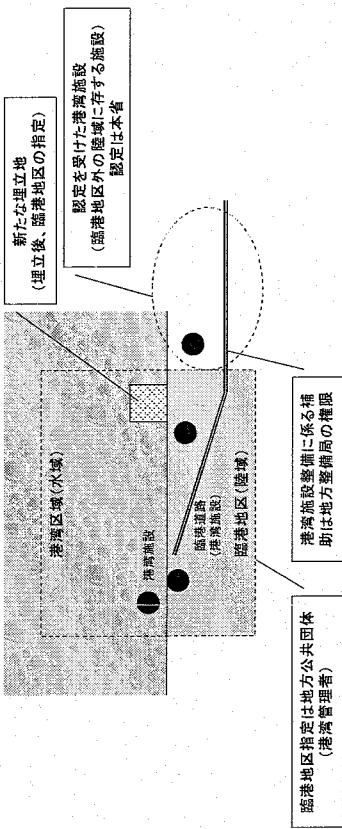
- ・民有林における山地に起因する災害の復旧、林地荒廃の予防、保安林や水源地域の森林整備、防災林の造成、地すべり防止等の工事に関する國の補助事業の施行にあたっては、面積等事業採択の基準が全国一律などないことから地方の実情等に応じた事業の展開が難しい。
- ・國の協議や査定等の事務が生じ、事務処理に時間を要しているため、採択基準を地方別とするなど地方の裁量による事業の実施や、全ての事務を地方に移行させることにより事務処理の迅速化が図られる。なお、大規模災害時の国の支援について別途考慮する必要がある。
- D
 - ・民有林治山事業に關し国から地方への権限、財源移譲が必要

<p>(2) まちづくり</p>	<p>7. 土地利用基本計画の施行事務は自治事務なのに国との協議が必要なのは疑問</p> <p>・土地利用基本計画の変更について国への協議・同意を得なければならない。変更内容を事前に国に協議し、調整後に本協議を行っており、同じ資料を2度送付することになる。また、地方支分部局に対しても県から協議して承認を得ている。土地利用基本計画施行事務は、国土利用計画法施行事務が自治事務となっており、かつ、財源も土地利用規制等対策費交付金の廃止で全て県費となつて事務の執行にあたっては、根拠を明確にする必要がある。しかし、このような状況の中で、事前にアーリング、事前協議、本協議という流れは国からの通知等によるものである。また、国への協議が支分部局も含めることが多い。そのため、その点で事務が煩雑化している。</p>	<p>D</p> <p>・自治事務であり国との協議は不要と考える。運用の改善で対応</p>
<p>8. 国土利用計画法に基づく土地利用計画と個別規制法に基づく諸計画が重複している</p> <p>・国土利用計画制度と都市計画法等の個別規制法に基づく諸計画が重複している。個別法の手続きを踏んで執行されている個別計画を、土地利用基本計画で再度協議することについて、手順が重複している。また、特に森林地域の取扱い、森林法上、12月迄に開催される森林審議会で審議・承認された案件を、年明けの国土利用計画審議会で再度審議することについて、事後承認との指摘がなされている。</p>	<p>D</p> <p>・国土との協議の限界・事務の煩雑化</p> <p>・事前ヒアリング</p> <p>・事前協議</p> <p>・本協議</p> <p>・協議</p> <p>・協議</p> <p>・国土利用基本計画の変更</p> <p>・国土利用計画法施行事務（自治事務・県費）</p> <p>（同意）</p> <p>（承認）</p> <p>（承認）</p>	<p>D</p> <p>・国土と協議の過剰開拓</p> <p>・基本法と個別法の法解釈の整合を図る</p>
<p>9. 屋用管理改善計画の認定に際して、国の過剰負担がある</p> <p>・雇用管理改善計画の認定等に際しての国への協議は、中小企業労働力確保法第4条第4項（計画認定の場合）及び第5条第3項（計画変更の場合）では、事業協同組合等がその構成員である中小企業者の労働者募集を行おうとする場合にのみ行うこととするが、実際には国が通達によって、全てのケースについて国への協議が義務付けられている。</p>	<p>D</p> <p>・改正までは派遣改革特区で対応できなかっ</p> <p>・雇用管理認定等の事務を国から地方の事務として一元化する</p>	
<p>10. 居宅外でのホームヘルプサービス及び居宅外送迎が認められないのは不合理</p> <p>・雇用管理支援サービスが乏しく、地域生活に支障を來し、介助者に過重な介護負担を強いており、入所施設から在宅へという政策を妨げている。居宅でのヘルパーの利用が法律上認められていない。また、短期入所やデイサービス等の送迎も居宅が基点とされている。</p> <p>現在の支援費制度では、「居宅」を基点にサービスが作られているために、「居宅」以外の活動についても、大変使いづらいサービスなどなっている。障害児・者の生活が高齢者と異なり、教育や自立のために「居宅」以外の広範囲な生活場面があるにもかかわらず、「居宅」以外での活動を支援するサービスが乏しいため、地域生活に支障をきたし、介護者が過重な介護負担を強いており、入所施設から在宅へという政策を妨げている要因の一つになっている。</p> <p>「居宅」だけでなく、学校等の地域生活をするうえで不可欠な「居宅外」の場所でもヘルパーの活用を可能にするとともに、居宅と事業所間のみで認められているデイサービス及び短期入所の送迎を「居宅外」の場所と事業所間との送迎を可能にすることによって、障害児・者の在宅生活の支援が図られる。</p>	<p>D</p> <p>・改訂までは派遣改革特区で対応できなかっ</p> <p>・雇用管理認定等の事務を国から地方の事務として一元化する</p>	
<p>(3) 産業政策</p>	<p>11. 社会福祉施設整備金は全国一律に細かく定められているため地方の実情に合わない</p> <p>・社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば特別養護老人ホームの場合において、法令や通則において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば特別養護老人ホームの場合において、法令において、人所定員が20人以上であることや、医務室・調理室等を設けなければならぬこと、廊下幅が1.8メートル以上であることなどの基準が定められており、また、国庫補助に係る通知等においても、さらには条件が付けられている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p>	<p>D</p> <p>・国から地方への施設整備権限、財源移譲が必要</p>

2. 国と県の二重行政の	(1) 産業政策	<p>過疎地域等における少人数の施設や、地域の民家・空き店舗など既存施設を活用した効率的な施設整備など、地域の実情に応じた低コストで効果的なサービスの提供ができる施設整備が地方の判断で可能となるよう、原則としてこれらの補助金全額を要することが必要である。</p> <p>12. 雇用管理改善計画の認定と助成金支給手続などが県と国で別々に実施されている。</p> <p>雇用管理改善計画の認定等は、中小企業労働力確保保法に基づき、事業協同組合、中小企業等が中小企業基礎人材確保助成金などの各種援助措置をうけるために作成する改善計画を県が認定等を行う事務であり、計画の内容としては、(1) 労働時間の短縮、(2) 职業環境の改善、(3) 福利厚生の充実、(4) 募集・採用の改善、(5) 教育訓練の充実、(6) その他の雇用管理改善となる。事務執行にあたっては、(1) 都道府県労働局による協議を行っているが、改善計画を協議する期間が長時間（期間3～4週間程度）を要し、迅速な事務処理が困難である。</p> <p>また改善計画の認定（変更含む）事務以外の各助成金の実施計画の認定事務を行いう際に必ず、労働局労働基準部監督課と文書による協議を行っている。「雇用・能力開発機構都道府県センター」が窓口となって実施し、県を経由する事務手続きにならないうえ、改善計画の内容についても都道府県労働局が管轄している。</p>	<p>D ①雇用管理改善計画認定等の事務を県から国に移管して事務を一元化する。 ②都道府県労働局から県（地方）への権限、財源、人材移譲により地方の事務として一元化する</p>
2. 国と県の二重行政の	(2) 社会資本整備	<p>13. 国の直轄道路の維持管理費等を県が負担するのは疑問</p> <p>道路法に基づき直轄国道で実施される道路の新設、改築、維持、修繕等に対する費用の一部を直轄負担金として、国に対して負担を行っているが、国と県との役割分担により、道路の新設や改築事業など、県の施策と一体となって行うものに対して、一定の負担を行うことは理解できるが、直轄国道の維持管理費用及び機械事務経費までを負担することには、疑問を感じる。また、県の負担額が不透明なまま（充分な説明がないまま）に、決定されており、財政状況が厳しい中、県においても、多大な負担額が半ばことから、県との調整を十分行うとともに、維持管理費等の負担については断止を含めて検討する。</p>	<p>D ①国道管理に関する国から地方への権限、財源移譲が必要 ②国道管理は費用負担も含めて国が行う</p>
2. 国と県の二重行政の	(3) 河川整備、河川台帳管理、河川敷占用手続が複雑	<p>14. 一般河川の管理主体が国と県に分かれているため、河川整備、河川台帳管理、河川敷占用手續が複雑</p> <p>現在、一般河川の管理については、国が指定区間外を、県が指定区間をそれぞれ管理している。管理主体が分かれていることから、河川の整備等を行う際には、国との協議が必要となり、その調整に時間を要する。また、住民にとっては国と県の管理区分がわからず、河川敷占用許可などに因して県への問い合わせも多く、知事管理区間でも河川台帳の調整は国が行うこととされており、管理の実態と合致していない。さらに、国が許可した河川敷占用許可の占用料は県の収入とされているが、国からの許可済み通知が遅れるなどにより、収入調定期務に支障が出ている。そのため、管理主体を一つにする必要がある。その際、地元の美情を踏まえ、防災対策や森林保全、水産資源の涵養など他分野とも連携を図り、総合的な行政を行っていくためには、掛合が行うこととすべきである。その場合、国からの財源の移譲が不可欠である。道州制に移行すれば、道州が一元的に管理する。なお、大規模災害時の国の支援について、別途考慮する必要がある。</p>	<p>A ・一般河川管理に関する国から地方への権限、財源移譲が必要 ・一般河川は複数県に跨ることが多いため集合併が必要</p>

15. 港湾施設の施設認定と施設整備補助、臨港地区指定とが国の本省、地方整備局、県でそれぞれ行われている

- ・港湾施設は港湾区域（水域）及び臨港地区内（陸域）にある一定の施設である。
- ・港湾法では、臨港地区外の陸域にある施設についても、国土交通大臣が認定した場合は港湾施設とみなすこととしており、港湾施設の認定を受ければ、その改修等への補助事業についても、公共土木施設災害復旧負担法の適用が可能となる。
- ・この港湾施設の認定は、九州地方整備局を経由して国土交通省総務課の所管となつており、申請から施設認定までスムーズにいく場合でも6ヶ月程度を要するうえ、港湾計画との整合性の問題や背後地の臨港地区的指定状況等から施設認定が難しい状況にある。
- ・一方、港湾施設整備のための補助事業については、権限が九州地方整備局におおさされており、地方整備局が補助の対象として認めた施設について、本省に対し、港湾施設認定の申請を行うこととなる。
- ・県などの港湾管理者が補助事業等で整備した港湾施設は、港湾管理上必要な施設であることと明らかであることから、施設認定の所管を施設整備の所管と連動させる必要がある。



16. 自然公園等事業（国立公園）は国の所管だが国立公園内で県が整備した施設等の維持管理主体が不明確で県が対応している

- ・国立公園における自然公園等事業については、平成16年度までは、国が執行する直轄事業と県が補助金を受けて執行する補助事業などで施設等の整備を行ってきた。また、整備した施設等の維持管理についても、補助金で整備した施設等は、県が維持管理を行ってきた。
- ・平成17年度の三位一体改革において、国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、同補助事業が廃止され、原則として国が公園事業を執行することとなった。国立公園においては、地元においても重要な資源であること、また、複数の県にもまたがっていることから、同一の事業主体により統一的な施策が図られることが望ましいが、補助事業においては、県が整備した施設等については、国から維持管理に関する方針が示されてしまう、現在、県が対応せざるを得ない状況にある。
- ・今後、施設の老朽化や災害復旧等、多額の出費を要することも考えられるため、国が維持管理を行う体制の確立が必要である。

17. 漁業取締りは各県単位ではなく効率率

- ・県は、所属職員の中から漁業監督吏員を任命し、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問するなど、漁業に関する法令違反の有無を調査し、違反の防止に努めている。
- ・しかし、近年、エンジン性能の向上等に伴い、漁業違反の活動範囲が広域化し、複数の県域にまたがる事例が増加している。しかしながら都道府県の漁業取締りの権限は、当該都道府県内の海域における違反に限られており、自県住民等が他県の海域で違反を犯しても摘発できないなど、効率的、効果的な活動が十分にできていない。

3. 都道府県制度の課題

(1) 産業政策

- D
- ・港湾施設の認定権を本省から地方整備局に移譲する
 - ・港湾整備に係る権限と財源を地方に移譲する
- D
- ・国立公園事業は国によって統一的な施策が行われることが妥当
- B
- ・県域をまたがる事例への対応のためには県合併が必要

事例・意見		解決策
(2) 社会資本整備	18. 郡県道路整備事業は各県単位では非効率 ・国管理の指定区間を除く国道並びに県道の道路網を整備するために使う道路管理は、具体的には、道路の新設、改良及び舗装の新設、並びに幹線道路の橋梁の架換、新設等に関する事業であるが、道路網の整備にあたって、県を跨ぐ道路を建設しようとすると、県の道路整備計画や進捗度に開きがあると事業効果を早期に発揮することができない。 州単位の道路整備を行うことにより、より広範的な計画、事業執行が見込まれる。	C ・政策連合で対応可能

